

2019年4月4日

タマホーム株式会社

東京都港区高輪 3-22-9

クリーンウッド法 事業者登録のお知らせ

第二種登録木材関連事業者へ登録完了

タマホーム株式会社（東京都港区、代表取締役社長：玉木伸弥）は、2019年4月1日に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称：クリーンウッド法）で定める「第二種登録木材関連事業者」に登録されましたので、お知らせいたします。

クリーンウッド法は、世界の森林減少につながる違法伐採等の課題解決に向け、我が国または原産国の法令に適合する木材伐採および加工製品の流通と利用の促進を目的に、2016年5月20日に公布、2017年5月20日に施行されました。

「第二種登録木材関連事業者」は、合法伐採木材の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じられた木材であることを確認し、譲り受けて使用していると、主務大臣の登録を受けた「登録実施機関」に認められた事業者を表します。

タマホームでは、柱・間柱・床合板・土台などの構造躯体に、それぞれの部位に最も適した樹種を用いることで、一棟あたり約74.1%の国産材を使用しています。国産材は、日本の気候風土で育っており、強さ・調湿など、日本の家づくりの木材として適しています。

今回の「第二種登録木材関連事業者」として登録されることにより、適正に国産材が使用されることを推進し、自然環境の保全や林業の活性化につながるものと考えております。

今後も徹底した品質管理を続け、良質な国産材にこだわった、木の家を提供していきます。

■ 登録の概要

登録番号	HOWTEC-CLW-II 0030 号
登録実施機関	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター
事業の別	建築又は建設
措置を講ずる部門等	タマホーム株式会社 工務本部
木材等の種類	構造材（管柱、通し柱）
登録年月日	2019年4月1日～2024年3月31日

タマホーム株式会社 : <http://www.tamahome.jp/>

本リリースに関するお問合せ先
タマホーム株式会社 経営企画部 広報担当
TEL:03-6408-1200(代表)
受付時間:平日 9:00~18:00